活動火山対策特別措置法施行令及び内閣府本府組織令の一部を改正する政令を照条文

0 活動火山対策特別措置法施行令(昭和五十三年政令第二百七十四号) (抄)

(政令で定める降灰の量の程度)

間において毎月一回以上降灰がある場合に限る。)において、国土交通大臣が定めるところにより測定した量が一平方メートル当たり千グラ 条 活動火山対策特別措置法 以下 「法」という。)第十一条第一項の政令で定める程度は、二回以上降灰がある場合 (連続する二月の期

(政令で定める道路等)

ム以上であることとする。

第二条 域に存するものとする。 法第十一条第一項の政令で定める道路は、 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第三条第四号の市町村道で市街地及びその周辺の 地

- 2 法第十一条第一項の政令で定める下水道、都市排水路又は公園は、次に掲げるもののうち市町村が管理するものとする。
- 排水施設及びこれを補完する施設に限る。)、同条第五号に規定する都市下水路又は都市排水路 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第三号に規定する公共下水道(下水を排除するために設けられる排水管、 排水渠その他
- 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項に規定する都市公園その他の公園

(降灰の除去事業に要する費用の補助)

いては当該除去事業に要する費用の額に三分の二を乗じて得た額とし、同条第一項に規定する道路、 同項第二号に規定する公園又は宅地に係る降灰の除去事業については当該除去事業に要する費用の額に二分の一を乗じて得た額とする。 法第十一条第一項の規定による国の補助金の額は、 前条第二項第一号に規定する公共下水道又は都市下水路に係る降灰の除去事業につ 同条第二項第一号に規定する都市排水路

る。 第 多量の降灰により道路の交通に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めて国土交通大臣が指定した市町村の区域内に存する前条 項に規定する道路に係る国の補助金の額は、 前項の規定にかかわらず、降灰の除去事業に要する費用の額に三分の二を乗じて得た額とす

(政令で定める教育施設又は社会福祉施設)

第四条 法第十三条の政令で定める教育施設又は社会福祉施設は、次に掲げるものとする。

一 公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校

- _ 児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号) 第七条第一項に規定する児童福祉施設
- 身体障害者福祉法 (昭和二十四年法律第二百八十三号)第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設 (身体障害者福祉センター

几 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第三十八条第一項に規定する保護施設

を除く。

Ŧī. 売春防止法 (昭和三十一年法律第百十八号)第三十六条に規定する婦人保護施設

六 老人福祉法 (昭和三十八年法律第百三十三号) 第五条の三に規定する老人福祉施設 (老人福祉センターを除き、老人デイサービスセンタ

老人短期入所施設及び老人介護支援センターにあつては、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに併せて設置されるものに限る。

七 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第一項に規定する障害福祉サービ

ス事業(生活介護、 自立訓練、 就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)の用に供する施設又は同条第十一項に規定する障害者

支援施設

(降灰防除施設

第五条 法第十三条及び第十四条の政令で定める必要な施設 (次条において 「降灰防除施設」という。) は、 防じんのため窓に設けられる戸及

(降灰防除施設の整備に要する費用の補助

び窓わく並びに空気調和設備とする。

2

第六条 法第十三条の規定による国の補助金の額は、 降灰防除施設の整備に要する費用の額に二分の一を乗じて得た額とする。

多量の降灰により学校環境が著しく損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めて文部科学大臣が指定した市町村の区域内に存する公立 義務教育諸学校 前項の規定にかかわらず、降灰防除施設の整備に要する費用の額に三分の二を乗じて得た額とする。 (小学校、 中学校、 中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。)に係る国の補助金の額は

0 四十八年法律第六十一号) 活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第五十二号)による改正後の活動火山対策特別措置法 抄) 昭

内閣総理大臣は、 火山の爆発その他の火山現象により著しい被害を受け、 又は受けるおそれがあると認められる地域等について、 活動

火山対策 (火山の爆発その他の火山現象により生ずる被害を防除し、 又は軽減するための対策をいう。 以下同じ。) の総合的な推進に関する

基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 活動火山対策の推進に関する基本的な事項
- 定による降灰防除地域の指定について指針となるべき事項 次条第一項の規定による火山災害警戒地域の指定、 第十三条第一項の規定による避難施設緊急整備地域の指定及び第二十三条第 項 \hat{o} 規
- 災林業経営施設整備計画及び防災漁業経営施設整備計 第十四条第一 項の規定による避難施設緊急整備計画の作成並びに第十九条第一項から第三項までの規定による防災営農施設整備計 画 の作成について指針となるべき事項 画 防
- 四 前三号に掲げるもののほか、活動火山対策の推進に関し必要な事項

3

- ればならない。 内閣総理大臣は、 基本指針を定めようとするときは、 あらかじめ、 関係行政機関の長に協議するとともに、 中央防災会議の意見を聴かなけ
- 4 | 閣総理大臣は、 基本指針を定めたときは、 遅滞なく、 これを公表しなければならない。
- 前二項の規定は、基本指針の変更について準用する。

5

(火山災害警戒地域)

第三条 を、 生ずるおそれがあると認められる地域で、 火山災害警戒地域 内閣総理大臣は、 (以下「警戒地域」という。 基本指針に基づき、 当該地域における火山の爆発による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべ かつ、)として指定することができる。 火山 の爆発の蓋然性を勘案して、 火山が爆発した場合には住民等の生命又は身体に被害が き地域

- 2 らない。 内閣総理大臣は、 この場合において、 前項の規定による指定をしようとするときは、 関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、 あらかじめ、中央防災会議及び関係都道府県知事の意見を聴かなければな あらかじめ、 関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、 第一 項の規定による指定をするときは、 内閣府令で定めるところにより、 その旨及び当該指定に係る警戒地域を公示しな

け

ればならない。

- 4 内閣総理大臣は、 同 項の 規定により 公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。 前項の規定による公示をしたときは、 速やかに、 内閣府令で定めるところにより、 関係都道府県知事及び関係市町村長に
- 5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の変更又は解除について準用する。

(火山防災協議会)

第四条 状況に応じた警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行うための協議会 前条第一 項の規定による警戒地域の指定があつたときは、 当該警戒地域をその区域に含む都道府県及び市 (以下「火山防災協議会」という。 一町村は、 を組織するものとする 想定される火山

- 2 火山防災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
- 一 当該都道府県の知事及び当該市町村の長
- 警戒地域の全部若しくは 部を管轄する管区気象台長、 沖縄気象台長若しくは地方気象台長又はその指名する職 員
- \equiv 警戒地域の全部若しくは 部を管轄する地方整備局長若しくは北海道開発局長又はその指名する職員
- 兀 警戒地域の全部若しくは 部を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関 0 長
- 五 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長
- 六 当該市町村の消防長(消防本部を置かない市町村にあつては、消防団長)
- 七 火山現象に関し学識経験を有する者
- 八 観光関係団体その他の当該都道府県及び市町村が必要と認める者
- 3 火 山防災協議会にお いて協議が調つた事 項については、 火山防災協議会の構成員は、 その協議の結果を尊重し なけ ħ ばならな
- 4 前三項に定めるもののほ か、 火山防災協議会の運営に関し必要な事項は、 火山防災協議会が定める。

(都道府県地域防災計画に定めるべき事項等)

第五条 次項及び第九条において同じ。)において、 第三条第一 都道府県防災会議 項の規定による警戒地域の指定があつたときは、 (災害対策基本法 (昭和三十六年法律第二百二十三号)第十四条第一項の都道府県防災会議をいう。 当該警戒地域ごとに、次に掲げる事項について定めなければなら 都道府県地域防災計画 (同法第四十条第 項の うない。 都道 |府県地域防災計画をいう。 以下同じ。 は

- 火山現象の発生及び推移に関する情報の 収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- 以下同じ。 第 市町村防災会議 項第一 一号及び第三号 又は市町村防災会議の協議会 (災害対策基本法第十六条第一項の市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、 (これらの規定を第十条第二項において準用する場合を含む。 (同法第十七条第一 項の 市町 村防災会議の協議会をいう。 に掲げる事項を定める際の基準となるべき事項 第十条第二項において同じ。 当該市町村の長とする。
- \equiv 避難及び救助に関 し市 町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項
- 兀 前 一号に掲げるも \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か、 警戒地域における火山の爆発による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事

2 防災協議会の意見を聴かなければならない。 都道府県防災会議は、 前 項の規定により都道府県地域防災計画において同項各号に掲げる事項を定めようとするときは、 当該事項を変更しようとするときも、 同様とする。 あらかじめ、 火山

(市町村地域防災計画に定めるべき事項等)

第六条 項の市町村地域防災計画をいう。 市町村防災会議は、 第三条第一項の規定による警戒地域の指定があつたときは、 以下同じ。)において、当該警戒地域ごとに、 次に掲げる事項について定めなければならない 市町村地域防災計画 (災害対策基本法第四十二条第

- 一前条第一項第一号に掲げる事項
- 警戒地域内の住民等がとるべき立退きの準備その他の避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項
- 三 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 兀 災害対策基本法第四十八条第一 項の防災訓練として市町村長が行う火山現象に係る避難訓練

五. 5 れるものに限る。 警戒地域内に次に掲げる施設 がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地 (火山現象の発生時における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認め

の実施に関する事

1 索道の停留場、 宿泊施設その他の不特定かつ多数の者が利用する施設で政令で定めるもの

口 社会福祉施設、 学校、 医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設で政令で定めるもの

ハ 救助に関する事項

2

t 前各号に掲げるもの のほ か、 警戒地域における火山の爆発による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事

- 五号の施設の所有者又は管理者への火山現象の発生及び推移に関する情報、 こ、 市町村防災会議は、 火山現象の発生時における同号の 前項の規定により市町村地域防災計画において同項第五号に掲げる事項を定めるときは、 施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、 予報及び警報の伝達に関する事項を定めなければならない 同項第 一号に掲げる事項として同 当該市町村地域防災計 画に 項 お 第
- 3 する場合について準用する。 前条第二項の規定は、 市町村防災会議が第 一項の規定により市町村地域防災計画において同項各号に掲げる事項を定め、 又は変更しようと

(避難確保計画の作成等)

第八条 施設」 当該避難促進施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画 という。 第六条第一 項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた同項第五号の施設 0 所有者又は管理者は、 単 独で又は共同して、 内閣府令で定めるところにより、 避難訓練その他火山現象の発生時における (以下この条にお (以下この条にお いて いて 「避難確保計 「避難促 進 画

という。)を作成しなければならない。

- 2 らない。 避難促進施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成したときは、遅滞なく、 当該避難確保計画を変更したときも、 同様とする これを市町村長に報告するとともに、 公表しなければな
- 3 ならない。 避難促進施設 の所有者又は管理者は、 避難確保計画の定めるところにより避難訓練を行うとともに、 その結果を市町村長に報告しなけれ ば
- 4 施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。 市町村長は、 前二項の規定により報告を受けたときは、避難促進施設の所有者又は管理者に対し、火山現象の発生時における当該避難促 進
- 5 らない。 避難促進施設の所有者又は管理者の使用人その他の従業者は、 避難確保計画の定めるところにより、第三項の避難訓練に参加 しなければな
- 6 避難促進施設の所有者又は管理者は、 第三項の避難訓練を行おうとするときは、 避難促進施設を利用する者に協力を求めることができる。

、避難施設緊急整備地域の指定等)

被害を防止するための施設を緊急に整備する必要がある地域を避難施設緊急整備地域として指定することができる。 内閣総理大臣は、 基本指針に基づき、火山の爆発により住民等の生命又は身体に被害が生じ、又は生ずるおそれがある地域で、 その

- 2 らない。 内閣総理大臣は、 前項の規定による指定をしようとするときは、 あらかじめ、 中央防災会議及び関係都道府県知事の意見を聴かなければな
- 3 第三条第三項の規定は、 第一 項の規定による指定について準用する。

、避難施設緊急整備計画

- 第十四条 成しなければならない。 整備地域について、 前条第一項の規定による避難施設緊急整備地域の指定があつたときは、 住民等の速やかな避難のために必要な施設を緊急に整備するための計画 この場合においては、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、 関係都道府県知事は、基本指針に基づき、 その同意を得なければならない。 (以下「避難施設緊急整備計 画」という。)を作 当該避難施設緊急
- 2 都道府県知事は、 避難施設緊急整備計画を作成しようとするときは、 あらかじめ、 関係市町村長の意見を聴かなけ ħ ばならない。
- 3 内閣総理大臣は、 第一 項の同意をしようとするときは、 あらかじめ 関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 、防災営農施設整備 一項の規定は、 計画等 避難施設緊急整備計画の変更について準用する

4

前

項において「防災営農施設整備計画」という。)を作成することができる。 営に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる地域につき、 都道府県知事は、 基本指針に基づき、 避難施設緊急整備地域又はその周辺の地域で火山の爆発によつて生ずる農作物の被害が農業経 当該農作物の被害を防除するために必要な施設の整備等に関する計画 (第四

- 2 しい支障を及ぼすおそれがあると認められる地域につき、 て「防災林業経営施設整備計画」という。) 都道府県知事は、 基本指針に基づき、 避難施設緊急整備地域又はその周辺の地域で火山の爆発によつて生ずる林産物の被害が林業経営に著 を作成することができる。 当該林産物の被害を防除するために必要な施設の整備等に関する計画 (第四項に
- 3 に必要な施設の整備等に関する計画 物の被害が漁業経営に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる地域につき、 都道府県知事は、 基本指針に基づき、 (次項において「防災漁業経営施設整備計画」という。)を作成することができる。 避難施設緊急整備地域又はその周辺の地域で火山の爆発によつて生ずる養殖中の水産動植物又は水産 当該養殖中の水産動植物又は水産物の被害を防除するため
- 業団体の意見を聴かなければならない **、**う。 都道府県知事は、)を作成しようとするときは、 防災営農施設整備計画、 あらかじめ、 防災林業経営施設整備計画又は防災漁業経営施設整備計画 関係市町村長の意見を聴くとともに、 それぞれ、 関係農業団体、 (以下「防災営農施設整備計画 関係林業団体又は関係漁 等」 لح
- 都道府県知事は、 防災営農施設整備計画等を作成したときは、 これを農林水産大臣に報告しなければならない。
- 前二項の規定は、防災営農施設整備計画等の変更について準用する。

(降灰除去事業)

5

6

以内を補助することができる。 部を負担し、 係る降灰にあつては、 る程度に達する多量の降灰があつた市町村の区域内の下水道、 一十二条 国は、 又は補助する災害復旧事業として行われるものを除く。)に要する費用については、 火山の爆発に伴い、 市町村長が指定した場所に集積されたものに限る。)について、市町村が行う当該降灰の除去事業 年間を通じて、 政令で定める程度に達する多量の降灰があつた道路で政令で定めるもの又は政令で定め 都市排水路若しくは公園で政令で定めるもの若しくは宅地に係る降灰 政令で定めるところにより、 (国がその費用の その三分の二 (宅地に

2 第十八条第 項の規定は、 前項の規定の適用を受ける事業につき市町村が必要とする経費について準用する。

、降灰防除地域の指定等)

地域で、 当該支障を防止し、 内閣総理大臣は、 又は軽減するため 基本指針に基づき、 の施設等を整備する必要がある地域を降灰防除地域として指定することができる 火山の爆発に伴う降灰により住民の日常生活に著しい支障を生じ、 又は生ずるおそれがある

- 2 意見を聴かなければならない。 内閣総理大臣は、 前項の規定による指定をしようとするときは、 あらかじめ、 関係行政機関の長に協議するとともに、 関係都道府県知事の
- 3 第三条第三項の規定は、第一項の規定による指定について準用する。

(教育施設等に係る降灰防除のための施設の整備)

第二十四条 軽減するため必要な施設で政令で定めるものの整備を行う地方公共団体その他の者に対し、政令で定めるところにより、 国は、 降灰防除地域内の学校、 保育所その他の政令で定める教育施設又は社会福祉施設について、 降灰による支障を防止し、 その費用の三分の二 又は

(医療施設に係る降灰防除のための資金の融通に関する措置)

以内を補助することができる。

第二十五条 必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 令で定めるものの整備を行う者 国及び地方公共団体は、 (国及び地方公共団体を除く。 降灰防除地域内の病院等の医療施設について降灰による支障を防止し、)に対し、 これに必要な長期かつ低利の資金の融通が円滑に行われるように 又は軽減するため必要な施設で政

〇 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)(抄)

(内部部局等)

本府には、 その所掌事務を遂行するため、 官房及び局並びにこれらの所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で

局長に準ずるものを置く。

- 2 前項の官房又は局には、 特に必要がある場合においては、部を置くことができる。
- 3 第 項の官房及び局並びに前項の部の設置及び所掌事務の範囲は、 政令で定める。
- 4 令で定める。 第一項の官房及び局並びに第二項の部には、 課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、 これらの設置及び所掌事務の範囲は、 政
- 5 第一項の局、 一項の部並びに前項の課及びこれに準ずる室に、それぞれ局長、 部長、 課長及び室長を置く。
- 6 第 項の官房には、 長を置くことができるものとし、その設置及び職務は、 政令で定める。

- 7 第 項の局又は第一 一項の部には、 次長を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、 政令で定める。
- 8 で定める。 しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、 第 項の官房若しくは局又は第二項の部に、 その所掌事務の一部を総括整理する職又は第四項の課 (これに準ずる室を含む。) これらの設置、 職務及び定数は、 0) 所掌に属
- 9 第一項の局長に準ずる職の設置、職務及び定数は、政令で定める。
- 10 その設置、 本府には、 職務及び定数は、 第 項の局長に準ずる職のつかさどる職務の全部又は 政令で定める。 部を助ける職であって課長に準ずるものを置くことができるものとし

〇 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)(抄)

(市町村地域防災計画)

第四十二条 ときは、 基本計画に基づき、 都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。 これを修正しなければならない。この場合において、 市町村防災会議 当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、 (市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、 当該市町村地域防災計画は、 及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、 当該市町村の市町村長。 防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県 以下この条において同じ。 必要があると認める は、 防災

- 2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
- 7 当該市町 「当該市町村等」という。)の処理すべき事務又は業務の大綱 村の地域に係る防災に関し、 当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者 (第四項にお
- \equiv 信等に関する計 当該市町 .関する予報又は警報の発令及び伝達、 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、 村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、 避難、 消火、 水防、 防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、 救難、 救助、 施設、 衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画 設備、 物資、 資金等の整備、 備蓄、 情報の収集及び伝達、 調達、 配分、 輸送、 災害 通
- 3 市 '村地域防災計画は、 前項各号に掲げるもののほか、 市町村内の一 定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者 (以下この

項及び次条において「地区居住者等」という。)が共同して行う防災訓練、 について定めることができる。 発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画 地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、 (同条において「地区防災計画」という。

- 4 又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする 市町村防災会議は、 市町村地域防災計画を定めるに当たつては、 災害が発生した場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け
- 5 もに、 市町村防災会議は、 その要旨を公表しなければならない。 第一 項の規定により市町村地域防災計画を作成し、 又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとと
- 6 ると認めるときは、 都道府県知事は、 当該市町村防災会議に対し、 前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、 必要な助言又は勧告をすることができる。 都道府県防災会議の意見を聴くものとし、 必要があ
- 第二十一条の規定は、 市町村長が第一 項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

7

0 児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号) 抄)

第六条の二の二 この法律で、 障害児通所支援事業とは、 障害児通所支援とは、児童発達支援、 障害児通所支援を行う事業をいう。 医療型児童発達支援、 放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援をい V

基本的な動作の指導、 児童発達支援とは、 知識技能の付与、 障害児につき、児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、 集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。 日常生活における

 $\frac{\circ}{2}$

この法律で、

- $\frac{\circ}{3}$ 厚生労働大臣が指定するもの(以下「指定発達支援医療機関」という。)に通わせ、児童発達支援及び治療を行うことをいう。 童発達支援センター又は独立行政法人国立病院機構若しくは国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であつて この法律で、 医療型児童発達支援とは、 上肢、下肢又は体幹の機能の障害 (以下「肢体不自由」という。) のある児童につき、 医療型児
- $\frac{0}{4}$ 向 に就学している障害児につき、 上のために必要な訓練、 この法律で、 放課後等デイサービスとは、 社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう。 授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の 学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校 (幼稚園及び大学を除く。

- 5当該施設を訪問し、 この法律で、 保育所等訪問支援とは、 当該施設における障害児以外の児童との集団生活 保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障害児につき、 への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与することをいう。
- $\begin{array}{c} \bigcirc \\ 6 \end{array}$ 児相談支援を行う事業をいう。 この法律で、 障害児相談支援とは、 障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助を行うことをいい、 障害児相談支援事業とは、 障
- $\frac{\circ}{7}$ する。 働省令で定める事項を記載した計画(次項において「障害児支援利用計画」という。)を作成することをいう。 項に規定する通所給付決定(次項において「通所給付決定」という。 類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を定めた計画(以下「障害児支援利用計画案」という。)を作成し、第二十一条の五の五第 (次項において「通所給付決定の変更の決定」という。)(以下この条及び第二十四条の二十六第一項第一号において「給付決定等」と総称 置かれている環境、 との連絡調整その他の便宜を供与するとともに、 この法律で、 が行われた後に、 障害児支援利用援助とは、 当該障害児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、 第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者等その他の者 第二十一条の五の六第一項又は第二十一条の五の八第一項の申請に係る障害児の心身の 当該給付決定等に係る障害児通所支援の種類及び内容、)又は第二十一条の五の八第二項に規定する通所給付決定の変更の決定 これを担当する者その他の厚生労 (次項において 利用する障害児通所支援の 「関係者」という。 、状況、 種 そ
- 8 支援利用計画の見直しを行い、 害児の心身の状況、 厚生労働省令で定める期間ごとに、 条の五の七第八項に規定する通所給付決定の有効期間内において、 付決定に係る障害児支援利用計画 この法律で、 継続障害児支援利用援助とは、 その置かれている環境、 その結果に基づき、 (この項の規定により変更されたものを含む。 当該通所給付決定保護者の障害児通所支援の利用状況を検証し、その結果及び当該通所給付決定に係る障 当該障害児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、 通所給付決定に係る障害児の保護者 次のいずれかの便宜の供与を行うことをいう。 継続して障害児通所支援を適切に利用することができるよう、 以下この項において同じ。)が適切であるかどうかにつき、 以下 「通所給付決定保護者」という。) が、 当該通所給 第 障害児 -
- 障害児支援利用計画を変更するとともに、 関係者との連絡調整その 他の 便宜の供与を行うこと。
- 新たな通所給付決定又は通所給付決定の変更の決定が必要であると認められる場合において、 給付決定等に係る申請 の勧奨を行うこと。 当該給付決定等に係る障害児の保護者に対
- 第六条の三 ものを解除されたものその他政令で定めるものをいう。 (義務教育を終了した児童又は児童以外の満二十歳に満たない者であつて、 この法律で、 児童自立生活援助事業とは、 第二十五条の七第一項第三号に規定する児童自立生活援助の 以下同じ。 につき第三十三条の六第 第二十七条第一 項に規定する住居において同項に規定する日 項第三号に規定する措置のうち政令で定める 実施に係る義務教育終了児

た者につき相談その他の援助を行う事業をいう。 常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、 あわせて第二十五条の七第一項第三号に規定する児童自立生活援助の実施を解除され

- $\frac{\circ}{2}$ 授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。 この法律で、 放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいない ものに、
- $\frac{3}{3}$ ついて、 この法律で、 厚生労働省令で定めるところにより、 子育て短期支援事業とは、 保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となつた児童に 児童養護施設その他の厚生労働省令で定める施設に入所させ、その者につき必要な保護を行う
- $\frac{0}{4}$ 環境の把握を行うほか、 庭を訪問することにより、 この法律で、 乳児家庭全戸訪問事業とは、一の市町村 養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業をいう。 厚生労働省令で定めるところにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育 (特別区を含む。以下同じ。) の区域内における原則としてすべての乳児のいる家
- 5 支援児童等の居宅において、 くは保護者に監護させることが不適当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特 養育を支援することが特に必要と認められる児童(第八項に規定する要保護児童に該当するものを除く。以下「要支援児童」という。 に必要と認められる妊婦(以下「特定妊婦」という。)(以下「要支援児童等」という。)に対し、 養育支援訪問事業とは、厚生労働省令で定めるところにより、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の 養育に関する相談、 指導、 助言その他必要な支援を行う事業をいう。 その養育が適切に行われるよう、) 若し
- $\begin{array}{c} \bigcirc \\ 6 \end{array}$ を開設し、子育てについての相談、 この法律で、 地域子育て支援拠点事業とは、厚生労働省令で定めるところにより、乳児又は幼児及びその保護者が相 情報の提供、 助言その他の援助を行う事業をいう。 互の交流を行う場所
- $\frac{\circ}{7}$ 法律第七十七号。 を除く。)を行うことをいう。 この法律で、一時預かり事業とは、家庭において保育(養護及び教育(第三十九条の二第一項に規定する満三歳以上の幼児に対する教育 主として昼間において、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年 以下同じ。)その他の場所において、一時的に預かり、 以下「認定こども園法」という。)第二条第六項に規定する認定こども園をいい、 以下同じ。)を受けることが一時的に困難となつた乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところによ 必要な保護を行う事業をいう。 保育所であるものを除く。 第二十四条第
- 8 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童 この法律で、 小規模住居型児童養育事業とは、 第二十七条第一項第三号の措置に係る児童について、 (以下「要保護児童」という。 厚生労働省令で定めるところにより の養育に関し相当の 経験

を有する者その他の厚生労働省令で定める者(次条第一項に規定する里親を除く。)の住居において養育を行う事業をいう。

- ○9 この法律で、家庭的保育事業とは、次に掲げる事業をいう。
- 者 乳児・幼児の居宅を除く。)において、家庭的保育者による保育を行う事業 要とする乳児・幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。)の居宅その他の場所 受けることが困難である乳児又は幼児 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を (市町村長 (特別区の区長を含む。 以下同じ。)が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であつて、 (以下「保育を必要とする乳児・幼児」という。)であつて満三歳未満のものについて、 (利用定員が五人以下であるものに限る。 (当該保育を必要とする 次号において同じ。 当該保育を必 家庭的保育
- について、 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、 家庭的保育者の居宅その他の場所 (当該保育が必要と認められる児童の居宅を除く。) において、 保育が必要と認められる児童であつて満一 家庭的保育者による保育を 二歳以上の
- ○10 この法律で、小規模保育事業とは、次に掲げる事業をいう。
- (利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。) において、保育を行う事業 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、 当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設
- について、 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他 前号に規定する施設において、保育を行う事業 の地域の事情を勘案して、 保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上の
- ○11 この法律で、居宅訪問型保育事業とは、次に掲げる事業をいう。
- 保育を行う事業 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、 当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による
- のについて、当該保育が必要と認められる児童の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上の
- ○12 この法律で、事業所内保育事業とは、次に掲げる事業をいう。
- イ 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、次に掲げる施設において、 事業主がその雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業 保育を行う事

ŧ

主から委託を受けて当該事業主が雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児の保育を実施する施 事業 主団 .体がその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するために

口 自ら設置する施設又は事業主団体から委託を受けてその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその 他

乳児若しくは幼児の保育を実施する施設

う。 |該共済組合等の構成員の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児の保育を実施する施設 て「共済組合等」という。) 地方公務員等共済組合法)の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するために自ら設置する施設又は共済組合等から委託を受けて (昭和三十七年法律第百五十二号)の規定に基づく共済組合その他の厚生労働省令で定める組 が当該共済組合等の構成員として厚生労働省令で定める者 (以下ハにおいて「共済組合等の構成員」 合 (以下ハ にお

満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、 保育が必要と認められる児童であつて満一 二歳以上の

のについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業

O 13 他厚生労働省令で定める施設において、 けることが困難となつた小学校に就学している児童であつて、疾病にかかつているものについて、 この法律で、 病児保育事業とは、 保育を必要とする乳児・幼児又は保護者の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において保育を受 保育を行う事業をいう。 保育所、 認定こども園 病院、 診療所その

O 14 者 望する者と当該援助を行うことを希望する者(個人に限る。 この法律で、 の講習の実施その他の必要な支援を行う事業をいう。 子育て援助活動支援事業とは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる援助のいずれか又は全てを受けることを希 以下この項において「援助希望者」という。)との連絡及び調整並びに援助希望

児童を一 時的に預かり、 必要な保護(宿泊を伴つて行うものを含む。)を行うこと。

一児童が円滑に外出することができるよう、その移動を支援すること。

第七条 施設、 この法律で、 障害児入所施設、 児童福祉施設とは、 児童発達支援センター、 助産施設、 情緒障害児短期治療施設、 乳児院、 母子生活支援施設、保育所、 児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする 幼保連携型認定こども園、 児童厚生施設、 児童養護

 $\frac{\circ}{2}$ 体不自由の 生活の指導及び知識技能 この法律で、 ある児童又は 障害児入所支援とは、 重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童 の付与並びに障害児入所施設に入所し、 障害児入所施設に入所し、 又は指定発達支援医療機関に入院する障害児のうち知的障害のある児童 又は指定発達支援医療機関に入院する障害児に対して行われる保護、 (以 下 「重症心身障害児」という。)に対し行われる治療 肢 常

- 第二十四条 き乳児、 三条第一項の認定を受けたもの及び同条第九項の規定による公示がされたものを除く。)において保育しなければならない 幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、 市町 村は、 この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、 次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所 (認定こども園法第 その監護すべ
- $\frac{\circ}{2}$ 以下同じ。)により必要な保育を確保するための措置を講じなければならない。 の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等(家庭的保育事業、 市町村は、 前項に規定する児童に対し、 認定こども園法第二条第六項に規定する認定こども園 小規模保育事業、 居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をい (子ども・子育て支援法第二十七条第 項
- $\frac{\circ}{3}$ る場合には、 下この項及び第四十六条の二第二項において同じ。)又は家庭的保育事業等が不足し、又は不足するおそれがある場合その他必要と認めら 設置者又は家庭的保育事業等を行う者に対し、前項に規定する児童の利用の要請を行うものとする。 市町村は、 保育所、 保育の需要に応ずるに足りる保育所、 認定こども園 (保育所であるものを含む。) 又は家庭的保育事業等の利用について調整を行うとともに、 認定こども園(子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。 認定こども園 n 以
- $\frac{0}{4}$ 業等による保育を受けること(以下「保育の利用」という。)の申込みを勧奨し、 があると認められる児童について、 市町村は、 第二十五条の八第三号又は第二十六条第一項第四号の規定による報告又は通知を受けた児童その他の優先的に保育を行う必 その保護者に対し、保育所若しくは幼保連携型認定こども園において保育を受けること又は家庭的保育事 及び保育を受けることができるよう支援しなければならな 要
- $\frac{\circ}{5}$ 受けることが著しく困難であると認めるときは、 地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費(同法第三十条第一項第二号に係るものを除く。 定する施設型給付費若しくは特例施設型給付費 [市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して、保育を行わなければならない。 市町村は、 前項に規定する児童が、 同項の規定による勧奨及び支援を行つても、 (同法第二十八条第一項第二号に係るものを除く。次項において同じ。)又は同法に規定する 当該児童を当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、 なおやむを得ない事由により子ども・子育て支援法に規 次項において同じ。)の支給に係る保育を 又は
- $_{6}^{\circ}$ ることが著しく困難であると認めるときは、 定する施設型給付費若しくは特例施設型給付費又は同法に規定する地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費の支給に係る保育を受け よるあつせん又は要請その他市町村による支援等を受けたにもかかわらず、 市町村は、 前項に定めるほか、保育を必要とする乳児・幼児が、子ども・子育て支援法第四十二条第一項又は第五十四条第 次の措置を採ることができる。 なお保育が利用できないなど、 やむを得ない事 由により同法に規 項の規定に
- 当該保育を必要とする乳児・幼児を当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、 又は当該市町 村以外の

- 設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して、保育を行うこと。
- 村以外の者に当該家庭的保育事業等により保育を行うことを委託すること 当該保育を必要とする乳児・幼児に対して当該市町村が行う家庭的保育事業等による保育を行い、 又は家庭的保育事業等を行う当該市 町
- $\frac{0}{7}$ 第二十五条の七 他児童の福祉を増進することを目的とする事業を行う者の活動の連携及び調整を図る等地域の実情に応じた体制の整備を行うものとする。 細かな保育が積極的に提供され、 市町村は、 市町村 第三項の規定による調整及び要請並びに第四項の規定による勧奨及び支援を適切に実施するとともに、 (次項に規定する町村を除く。 児童が、 その置かれている環境等に応じて、必要な保育を受けることができるよう、) は、 要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、 地域の実情に応じたき 保育を行う事業その 第二十五条の
- 次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。 第二十七条の措置を要すると認める者並びに医学的、 心理学的、 教育学的、 社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、 これ

以下

「通告児童等」という。)について、

必要があると認めたときは

規定による通告を受けた児童及び相談に応じた児童又はその保護者

- 福祉司 を児童相談所に送致すること。 通告児童等を当該市町村の設置する福祉事務所の知的障害者福祉法 (以 下 「知的障害者福祉司」という。)又は社会福祉主事に指導させること。 (昭和三十五年法律第三十七号) 第九条第六項に規定する知的障害者
- 自立生活援助の実施」という。)が適当であると認める児童は、 第三十三条の六第一 項に規定する住居において同項に規定する日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行うこと これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。 (以 下 「児童
- 兀 九条若しくは同法第九条第一 施が適当であると認める者は、これを都道府県知事又は児童相談所長に通知すること。 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第八条の二第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、 項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は第三十三条第一 項若しくは第二項の規定による一時保護の 第一 - 実
- $\stackrel{\bigcirc}{2}$ 必要があると認めたときは、 福祉事務所を設置していない町村は、 次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。 要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、 通告児童等又は妊産婦につい . T
- を児童相談所に送致すること。 第二十七条の措置を要すると認める者並びに医学的、 心理学的、 教育学的、 社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、 これ
- 次条第一 一号の措置が適当であると認める者は、これを当該町村の属する都道府県の設置する福祉事務所に送致すること。
- \equiv 助 産の実施又は母子保護の実施が適当であると認める者は、 これをそれぞれその実施に係る都道府県知事に報告すること。

- 兀 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。
- 五 これを都道府県知事又は児童相談所長に通知すること。 規定による立入り及び調査若しくは質問又は第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護の実施が適当であると認める者は 児童虐待の防止等に関する法律第八条の二第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、 第二十九条若しくは同法第九条第 項
- 第二十七条 ずれかの措置を採らなければならな 都道府県は、 前条第一項第一 号の規定による報告又は少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、 次の各号のい
- 一 児童又はその保護者に訓戒を加え、又は誓約書を提出させること。
- 若しくは当該都道府県が行う障害者等相談支援事業に係る職員に指導させ、 児童又はその保護者を児童福祉司、 知的障害者福祉司、 社会福祉主事、 児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター 又は当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、
- 設若しくは児童自立支援施設に入所させること 当該都道府県以外の障害者等相談支援事業を行う者若しくは前条第 児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、 又は乳児院、 項第二号に規定する厚生労働省令で定める者に指導を委託すること。 児童養護施設、 障害児入所施設、 情緒障害児短期治療施
- 兀 家庭裁判所の審判に付することが適当であると認める児童は、 これを家庭裁判所に送致すること。
- $\frac{\circ}{2}$ 託 児童を入院させて障害児入所施設 することができる。 都道府県は、 肢体不自由のある児童又は重症心身障害児については、 (第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設に限る。)におけると同様な治療等を行うことを委 前項第三号の措置に代えて、 指定発達支援医療機関に対し、
- $\frac{\circ}{3}$ よる指示に従わなければならない。 都道府県知事は、 少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、 第一 項の措置を採るにあたつては、 家庭裁判 所の決定に
- $\frac{\circ}{4}$ 又は未成年後見人があるときは、 項第三号又は第三 一項の措置は、 前項の場合を除いては、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反して、これを採ることができない。 児童に親権を行う者 (第四十七条第一項の規定により親権を行う児童福祉施設の長を除く。 以下同じ。
- 5 長の意見を聴かなければならない。 都道府県知事は、 第一 項第二号若 しくは第三号若しくは第二項の措置を解除し、 停止し、 又は他の措置に変更する場合には、 児童相談所
- 6 第 号又は第二号ただし書の規定により採るものを除く。 都道府県知事は、 政令の定めるところにより、 第一項第一号から第三号までの措置 若しくは第二項の措置を採る場合又は第 (第三項の規定により採るもの及び第二十八条第 一項第二号若しくは第三号若しくは第二 項

項の措置を解除し、 停止し、 若しくは他の措置に変更する場合には、 都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。

第三十三条の六 及び生活指導並びに就業の支援を行わなければならない。 児童等に対し、 ら申込みがあつたときは、 厚生労働省令で定めるところにより、 都道府県は、 自ら又は児童自立生活援助事業を行う者(都道府県を除く。次項において同じ。)に委託して、その義務教育終了 その区域内における義務教育終了児童等の自立を図るため必要がある場合において、 義務教育終了児童等が共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助 ただし、やむを得ない事由があるときは、 その他の適切な援助を行わなければなら その義務教育終了児童等か

- $\frac{\circ}{2}$ て行うことができる。 望する同項に規定する住居その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を都道府県に提出しなければならない。この場合において、 童自立生活援助事業を行う者は、 前項に規定する義務教育終了児童等であつて児童自立生活援助の実施を希望するものは、 厚生労働省令の定めるところにより、 当該義務教育終了児童等の依頼を受けて、 厚生労働省令の定めるところにより、 当該申込書の提出を代わ 入居を希 児
- $\frac{\circ}{3}$ 居 の入居について必要な連絡及び調整を図らなければならない。 都道府県は、 義務教育終了児童等が特別な事情により当該都道府県の区域外の第一項に規定する住居への入居を希望するときは、 当該 住
- $_4^{\circ}$ を受けた児童について、 都道府県は、 第二十五条の七第一項第三号若しくは第二項第四号、 必要があると認めるときは、その児童に対し、 児童自立生活援助の実施の申込みを勧奨しなければならない 第二十五条の八第四号又は第二十六条第一項第五号の規定による報告
- 5省令の定めるところにより、 に関し情報の提供を行わなければならない。 都道府県は、 義務教育終了児童等の第一項に規定する住居の選択及び児童自立生活援助事業の適正な運営の確保に資するため、 その区域内における児童自立生活援助事業を行う者、 当該事業の運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項 厚生労働
- 第三十九条の二 幼保連携型認定こども園は、 を目的とする施設とする。 児に対する保育を一体的に行 (平成十八年法律第百二十号) これらの乳児又は幼児の健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、 第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。 義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の幼児に対する教育 及び保育を必要とする乳児・幼 その心身の発達を助長すること (教育基本
- $\frac{\circ}{2}$ 幼保連携型認定こども園に関しては、この法律に定めるもののほか、 認定こども園法 の定めるところによる。

0 就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号) 抄)

(定義)

第 この法律において「子ども」とは、 小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

- 2 この法律において「幼稚園」とは、学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する幼稚園をいう。
- 3 この法律において 「保育所」とは、 児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号) 第三十九条第一項に規定する保育所をいう。
- 4 この法律において「保育機能施設」とは、児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的

(少数の子どもを対象とするものその他の主務省令で定めるものを除く。) をいう。

5 この法律において「保育所等」とは、保育所又は保育機能施設をいう。

とするもの

7

8

- 6 連携型認定こども園をいう。 この法律において「認定こども園」とは、 次条第一項又は第三項の認定を受けた施設、 同条第九項の規定による公示がされた施設及び幼保
- 身の発達を助長するとともに、 育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、 この法律において「教育」とは、教育基本法(平成十八年法律第百二十号)第六条第一項に規定する法律に定める学校 この法律において「幼保連携型認定こども園」とは、 保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいう。 義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する教 (第九条におい
- 9 この法律において 「保育」とは、 児童福祉法第六条の三第七項に規定する保育をいう。

「学校」という。)において行われる教育をいう。

- 10 この法律において「保育を必要とする子ども」とは、児童福祉法第六条の三第九項第一号に規定する保育を必要とする乳児・幼児をいう。
- 11 この法律において「保護者」とは、児童福祉法第六条に規定する保護者をいう。

12

び調整を行う事業又は地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体若しくは個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業であっ 助言を行う事業、 この法律において「子育て支援事業」とは、 地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体若しくは個人との連絡及 保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった地域の子どもに対する保育を行う 地域の子どもの養育に関する各般の問題につき保護者からの相談に応じ必要な情報の提供及び

て主務省令で定めるものをいう。

〇 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)(抄)

(施設)

第五条 この法律において、 「身体障害者社会参加支援施設」とは、 身体障害者福祉センター、 補装具製作施設、 盲導犬訓練施設及び視聴覚障

害者情報提供施設をいう。

2 二百五号)に規定する病院及び診療所をいう。 この法律において、 「医療保健施設」とは、 地域保健法 (昭和二十二年法律第百一号)に基づく保健所並びに医療法 (昭和二十三年法律第

〇 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)(抄)

(種類)

第三十八条 保護施設の種類は、左の通りとする

救護施設

一 更生施設

三 医療保護施設

四 授産施設

五 宿所提供施設

2 救護施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的と

する施設とする。

更生施設は、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設

とする。

3

- 4 |療保護施設は、 医療を必要とする要保護者に対して、 医療の給付を行うことを目的とする施設とする。
- 5 必要な機会及び便宜を与えて、 授産施設は、 身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、 その自立を助長することを目的とする施設とする。 就労又は技能の修得のために
- 6 宿所提供施設は、 住居のない要保護者の世帯に対して、 住宅扶助を行うことを目的とする施設とする。

老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)(抄)

(定義)

第五条の二 この法律において、 機能型居宅介護事業、 認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業をいう。 「老人居宅生活支援事業」とは、 老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、 老人短期入所事業 小規模多

- 2 営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものを供与する事業又は同法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第 介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者の居宅において入浴、 この法律において、 規定による訪問介護に係る居宅介護サービス費若しくは定期巡回 (以 下 「第一号訪問事業」という。)であつて厚生労働省令で定めるものをいう。 「老人居宅介護等事業」とは、 第十条の四第一項第一号の措置に係る者又は介護保険法 ・随時対応型訪問介護看護若しくは夜間対応型訪問介護に係る地域密着型 排せつ、 食事等の介護その他の日常生活を (平成九年法律第百二十三号) 一号訪問
- する事業又は同法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業 定める施設に通わせ、 居宅介護サービス費、 で定めるものをいう。 予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者(その者を現に養護する者を含む。)を特別養護老人ホームその他の厚生労働省令で この法律において、 これらの者につき入浴、 認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護 「老人デイサービス事業」とは、 排せつ、 第十条の四第一項第二号の措置に係る者又は介護保険法の規定による通所介護に係る 食事等の介護、 機能訓練、 以下 介護方法の指導その他の厚生労働省令で定める便宜を供与 「第一号通所事業」という。)であつて厚生労働省令

3

係る居宅介護サービス費若しくは介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を特別養護老 この法律において、 「老人短期入所事業」とは、 第十条の四第一項第三号の措置に係る者又は介護保険法の規定による短期入所生活介護に

人ホームその他の厚生労働省令で定める施設に短期間入所させ、 養護する事業をいう。

- 5 護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を供与する事業をいう。 宅において、 る者その他の政令で定める者につき、これらの者の心身の状況、 機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係 この法律において、 又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、 「小規模多機能型居宅介護事業」とは、 第十条の四第一項第四号の措置に係る者又は介護保険法の規定による小規模多 置かれている環境等に応じて、 若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、 それらの者の選択に基づき、 入浴、 排 せつ、 それらの者の 食事等の 介 居
- 6 の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者が共同生活を営むべき住居において入浴、 、症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス 上の援助を行う事業をいう。 この法律において、 「認知症対応型老人共同生活援助事業」とは、 第十条の四第一項第五号の措置に係る者又は介護保険法の規定による認 排せつ、 食事等の介護その他の日常生 費
- せその他の居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービスとして厚生 テーション、 める者につき、 多機能型居宅介護 労働省令で定めるものを供与する事業をいう。 小規模多機能型居宅介護を二種類以上組み合わせることにより提供されるサービスのうち、 この法律において、 (訪問介護、 短期入所生活介護、 同法に規定する訪問介護、 通所介護、 (以 下 「複合型サービス福祉事業」とは、 「訪問介護等」という。)を含むものに限る。 短期入所生活介護、 短期入所療養介護、 訪問入浴介護、 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、 第十条の四第一項第六号の措置に係る者又は介護保険法の規定による複合型サー 訪問看護、 訪問リハビリテーション、 に係る地域密着型介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定 夜間対応型訪問介護、 当該訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合 夜間対応型訪問介護、 居宅療養管理指導、 認知症対応型通所介護又は小規模 認知症対応型通所介護又は 通所介護、 通所リハビリ E

第五条の三 軽費老人ホーム、 この法律において、 老人福祉センター及び老人介護支援センターをいう。 「老人福祉施設」とは、 老人デイサービスセンター、 老人短期入所施設、 養護老人ホ] ム、 特別養護老人ホ

(居宅における介護等)

第十条の四 市町村は、必要に応じて、次の措置を採ることができる

保険法に規定する訪問介護、 六十五歳以上の者であつて、 定期巡回 身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、 随時対応型訪問介護看護 (厚生労働省令で定める部分に限る。 第二十条の八第四項にお やむを得ない事由により介護 て 同

- とを委託すること に従い、 若しくは夜間対応型訪問介護又は第一号訪問事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、 その者の居宅において第五条の二第二項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜を供与するこ その者につき、 政令で定める基準
- 得ない事由により介護保険法に規定する短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を利用することが著しく困難であると認めるとき 難であると認めるときは、 間入所させ、 は、 くは第五条の二第三項の厚生労働省令で定める施設(以下「老人デイサービスセンター等」という。)に通わせ、 保険法に規定する通所介護、 六十五歳以上の者であつて、 〔以下「老人短期入所施設等」という。)に短期間入所させ、 る便宜を供与し、 六十五歳以上の者であつて、 養護することを委託すること。 政令で定める基準に従い、 又は当該市町村以外の者の設置する老人デイサービスセンター等に通わせ、 その者 認知症対応型通所介護若しくは介護予防認知症対応型通所介護又は第一号通所事業を利用することが著しく困 身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、 養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが (養護者を含む。 当該市町村の設置する老人短期入所施設若しくは第五条の二第四項の厚生労働省令で定める施設 を、 政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人デイサービスセンター 養護を行い、 又は当該市町村以外の者の設置する老人短期入所施設等に 当該便宜を供与することを委託すること。 一時的に困難となつたものが、 やむを得ない事由により 同項の厚生労働省令で定 若し 介護 短 期
- 者につき、 保険法に規定する小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、 及び機能訓練を供与することを委託すること。 しくは短期間宿泊させ、 六十五歳以上の者であつて、 政令で定める基準に従い、 当該拠点において、 身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、 その者の居宅において、又は第五条の二第五項の厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、 同 .項の厚生労働省令で定める便宜及び機能訓練を供与し、又は当該市 やむを得ない事由により 町村以外の者に当該便宜 その 介護 若
- 五. 型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、 障があるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。 の者に当該住居において入浴 六十五歳以上の者であつて、 第五条の二第六項に規定する住居において入浴、 認知症 排せつ、 (介護保険法第五条の二に規定する認知症をいう。以下同じ。)であるために日常生活を営むの 食事等の介護その他の日常生活上の援助を行うことを委託すること。 排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行い、)が、やむを得ない事由により同法に規定する認知症対応 その者につき、 又は当該市町 政令で定める に支 村以

六 六十五歳以上の者であつて、 身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、 やむを得ない 事由により介護

すること、 基準に従い、 係る部分に限る。 保険法に規定する複合型サービス 第五条の二第七項の厚生労働省令で定めるサービスを供与し、又は当該市町村以外の者に当該サービスを供与することを委託 第二十条の八第四項において同じ。 (訪問介護等 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護にあつては、 を利用することが著しく困難であると認めるときは、 厚生労働省令で定める部分に限る。 その者につき、 政令で定める に

2 は貸与し、 を採るほか、 市町村は、 又は当該市町村以外の者にこれを給付し、 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものにつき、 その福祉を図るため、 必要に応じて、 日常生活上の便宜を図るための用具であつて厚生労働大臣が定めるものを給付し、 若しくは貸与することを委託する措置を採ることができる。 前項各号の措置

(届出等)

第二十九条 事項を届け出なければならない。 ないものをいう。 含む。)をする事業を行う施設であつて、 生労働省令で定めるもの 有料老人ホー 以下同じ。)を設置しようとする者は、 ム(老人を入居させ、 (以下「介護等」という。) 老人福祉施設、 入浴、 の供与(他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を 排せつ若しくは食事の介護、 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設で あらかじめ、 その施設を設置しようとする地の都道府県知事に、 食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であつて厚 次の各号に掲げる

- 施設の名称及び設置予定地
- | 設置しようとする者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 三 条例、定款その他の基本約款
- 四 事業開始の予定年月日
- 五 施設の管理者の氏名及び住所
- 施設において供与される介護等の内容

六

- 七 その他厚生労働省令で定める事項
- 2 前 項の規定による届出をした者は、 同項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、 変更の日から一 月以内に、 その旨を当該都道府県知事に
- 届け出なければならない。
- 3 当該都道府県知事に届け出なければならない。 項の規定による届出をした者は、 その事業を廃止し、 又は休止しようとするときは、 その廃止又は休止 0 日 . (T) 月前までに、 その旨を

- 4 ればならない。 有料老人ホー ムの設置者は、 当該有料老人ホームの事業について、厚生労働省令で定めるところにより、 帳簿を作成し、これを保存しなけ
- 5 該有料老人ホームにおいて供与する介護等の内容その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報を開示しなければならない。 有料老人ホームの設置者は、 厚生労働省令で定めるところにより、当該有料老人ホームに入居する者又は入居しようとする者に対して、 当
- 6 他の金品を受領してはならない。 有料老人ホームの設置者は、 家賃、 敷金及び介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除くほか、 権利金そ
- 7 で定めるところにより必要な保全措置を講じなければならない。 受領するものは、 有料老人ホームの設置者のうち、終身にわたつて受領すべき家賃その他厚生労働省令で定めるものの全部又は 当該前払金の算定の基礎を書面で明示し、 かつ、 当該前払金について返還債務を負うこととなる場合に備えて厚生労働省令 一部を前払金として一括して
- 8 金の額から厚生労働省令で定める方法により算定される額を控除した額に相当する額を返還する旨の契約を締結しなければならない る一定の期間を経過する日までの間に、 有料老人ホームの設置者は、 前項に規定する前払金を受領する場合においては、当該有料老人ホームに入居した日から厚生労働省令で定め 当該入居及び介護等の供与につき契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合に当該前払
- 物件を検査させることができる 者に対して質問させ、 都道府県知事は、 (以下「介護等受託者」という。) に対して、その運営の状況に関する事項その他必要と認める事項の報告を求め、 この法律の目的を達成するため、 若しくは当該有料老人ホーム若しくは当該介護等受託者の事務所若しくは事業所に立ち入り、 有料老人ホームの設置者若しくは管理者若しくは設置者から介護等の供与を委託され 設備、 又は当該職員に、 帳簿書類その他の 関係 た

9

- 10 第十八条第三項及び第四項の規定は、 前項の規定による質問又は立入検査について準用する。
- 11 して、 又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認めるとき、 都道府県知事は、 その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。 有料老人ホームの設置者が第四項から第八項までの規定に違反したと認めるとき、 その他入居者の保護のため必要があると認めるときは、 入居者の処遇に関し不当な行為をし、 当該設置者に対
- 12 都道府県知事は、 前項の規定による命令をしたときは、 その旨を公示しなければならない。

〇 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)(抄)

市町村は、 必要に応じ、 母子健康センターを設置するように努めなければならない。

あわせて助産を行なうことを目的とする施設とする。

2 母子健康センターは、 母子保健に関する各種の相談に応ずるとともに、 母性並びに乳児及び幼児の保健指導を行ない、 又はこれらの事業に

0 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号) (抄)

第五条 を行う事業をいう。 る施設において行われる施設障害福祉サービス 規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下「のぞみの園」という。)その他厚生労働省令で定め 福祉サービス(障害者支援施設、 障害者等包括支援、 この法律において「障害福祉サービス」とは、 施設入所支援、 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法 自立訓練、 就労移行支援、 (施設入所支援及び厚生労働省令で定める障害福祉サービスをいう。以下同じ。)を除く。 居宅介護、 就労継続支援及び共同生活援助をいい、 重度訪問介護、 同行援護、 (平成十四年法律第百六十七号) 第十一条第 行動援護、 療養介護、 「障害福祉サービス事業」とは、 生活介護、 短期入所、 号の 障 害 重度

- 与することをいう。 この法律において「居宅介護」とは、 障害者等につき、居宅において入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供
- 3 することをいう。 ものにつき、 この法律において「重度訪問介護」とは、 居宅における入浴、 排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与 重度の肢体不自由者その他の障害者であって常時介護を要するものとして厚生労働省令で定める
- 4 この法律において「同行援護」とは、 移動に必要な情報を提供するとともに、 視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、 移動の援護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。 外出時において、 当該障害者等に同行
- 5 この法律において 当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、 「行動援護」 とは、 知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつ 外出時における移動中の介護その他の厚生労働省令で定める便

宜を供与することをいう。

- 6 び日常生活上の世話の供与をいい、 て昼間において、 この法律において「療養介護」とは、 病院その他の厚生労働省令で定める施設において行われる機能訓練、 「療養介護医療」とは、 医療を要する障害者であって常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるものにつき、 療養介護のうち医療に係るものをいう。 療養上の管理、 看護、 医学的管理の下における介護及 主とし
- 7 労働省令で定める便宜を供与することをいう。 施設その他の厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、 この法律において「生活介護」とは、 常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定める者につき、主として昼間において、 排せつ又は食事の介護、 創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の厚生 障害者支援
- 8 省令で定める便宜を供与することをいう。 定める施設 この法律において「短期入所」とは、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、 への短期間の入所を必要とする障害者等につき、 当該施設に短期間の入所をさせ、 入浴、 排せつ又は食事 障害者支援施設その他の厚生労働省令で ,の介護その他の厚生労働
- 9 生労働省令で定めるものにつき、 この法律において「重度障害者等包括支援」とは、 居宅介護その他の厚生労働省令で定める障害福祉サービスを包括的に提供することをいう。 常時介護を要する障害者等であって、 その介護の必要の程度が著しく高 ものとして厚
- 10 この法律において「施設入所支援」とは、その施設に入所する障害者につき、 原生労働省令で定める便宜を供与することをいう。 主として夜間において、 入浴、 排せつ又は食事の介護その 他
- 11 う施設 この法律において「障害者支援施設」とは、 (のぞみの園及び第一 項の厚生労働省令で定める施設を除く。 障害者につき、 施設入所支援を行うとともに、)をいう。 施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行
- 12 にわたり、 この法律において 身体機能又は生活能 「自立訓練」とは、 力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。 障害者につき、 自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定める期 艒
- 13 会の提供を通じて、 この法律において「就労移行支援」とは、 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。 就労を希望する障害者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、 生産活 動その他 \mathcal{O} 活 動 0 機
- 14 動その他の この法律において「就労継続支援」とは、 活動の機会の提供を通じて、 その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することを 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、 生産活

う。

15 は食事の介護その この法律において「共同生活援助」とは、 他の 日常生活上の援助を行うことをいう。 障害者につき、 主として夜間において、 共同生活を営むべき住居において相談 入浴、 排せつ又

- 16 及び地域相談支援の 域定着支援をい の法律において いずれも行う事業をいい、 「相談支援」とは、 計画相談支援」とは、 基本相談支援、 サ ービス利用支援及び継続サービス利用支援をい 「特定相談支援事業」とは、 地域相談支援及び計画相談支援をいい、 基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業をい 地域相談支援」とは、 般相談支援事業」 ーとは、 地域移行支援及び 基本相談支援 地
- 17 護を行う者からの相談に応じ、 総合的に供与することをいう。 この法律において「基本相談支援」とは、 ビス事業者等との連絡調整 必要な情報の提供及び助言を行い、 (サー ビス利用支援及び継続サービス利用支援に関するものを除く。)その他の厚生労働省令で定める便宜を 地 域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、 併せてこれらの者と市町村及び第二十九条第二項に規定する指定障害福 障害者等、 障害児の保護者又は障害者等の 介
- 18 してい している障害者又は この法律において「地域移行支援」とは、 確保その る精神障害者その他 他の地域における生活に移行するため 精神科病院 の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものに (精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。 障害者支援施設、 の活動に関する相談その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することを のぞみの園若しくは第一項若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設に入所 第八十九条第四項において同じ。 入院
- 者との常時の連絡体 この法律にお て 制を確保し、 「地域定着支援」とは、 当該障害者に対し、 居宅において単身その他の厚生労働省令で定める状況において生活する障害者につき、 障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の厚生労働省令で定める場合に 当該 相談その 障 害

20

便宜を供与することをいう。

19

又は る地域相談支援給付決定の変更の決定 労働省令で定める事項を定めた計画 ビス又は地域相談支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、 若しくは第五十一条の九第一項の申請に係る障害者の心身の状況、 て「支給決定」という。 が この法律において「サービス利用支援」とは、 行われた後に、 条の五第一 地域相談支援の 他の 者 (次項において 項に規定する地域相談支援給付決定(次項において「地域相談支援給付決定」という。)又は第五十一条の九第二項に規定す 第 種類及び内容、 一十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等 第二十四条第二項に規定する支給決定の変更の決定 「関係者」という。 これを担当する者その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画 (以 下 (次項において 「サービス等利用計画案」という。)を作成し、第十九条第一項に規定する支給決定)との連絡調整その他の便宜を供与するとともに、 第二十条第一項若しくは第二十四条第一 「地域相談支援給付決定の変更の決定」という。 利用する障害福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容その他 その置かれている環境、 (次項において「支給決定の変更の決定」という。 第五十一条の十四第 項の申請に係る障害者等又は第五十一 当該障害者等又は障害児の保護者の障害福 当該支給決定等に係る障害福祉サ 項に規定する指定 以下 (以下 「支給決定等」 ーサー Ľ ス等利用計 般 と総称する。 相談支援事業 条の六第 (次項に ・ビス 第五 厚 お サ 生 項

う。)を作成することをいう。

21 に基づき、 児の保護者の障害福祉サービス又は地域相談支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、 及び当該支給決定に係る障害者等又は当該地域相談支援給付決定に係る障害者の心身の状況、 期間ごとに、 て継続して障害福祉サービス又は地域相談支援を適切に利用することができるよう、当該支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者 障害者」という。)が、 に係るサービス等利用計画 支給決定障害者等」という。) 又は第五十一条の五第一項の規定により地域相談支援給付決定を受けた障害者 法律において「継続サービス利用支援」とは、 次の 当該支給決定障害者等の障害福祉サービス又は当該地域相談支援給付決定障害者の地域相談支援の利用状況を検証し、 いずれかの便宜の供与を行うことをいう。 第二十三条に規定する支給決定の有効期間又は第五十一条の八に規定する地域相談支援給付決定の有効期間内にお (この項の規定により変更されたものを含む。 第十九条第一項の規定により支給決定を受けた障害者若しくは障害児の保護者 以下同じ。)が適切であるかどうかにつき、 サービス等利用計画の見直しを行い、 その置かれている環境、 (以 下 「地域相談支援給付決定 当該障害者等又は障害 厚生労働省令で定める その結果 その結果 (以 下

・ビス等利用計画を変更するとともに、 関係者との連絡調整その他の便宜の供与を行うこと。

られる場合において、 新たな支給決定若しくは地域相談支援給付決定又は支給決定の変更の決定若しくは地域相談支援給付決定の変更の決定が必要であると認 当該支給決定等に係る障害者又は障害児の保護者に対し、 支給決定等に係る申請の勧奨を行うこと。

めに必要な医療であって政令で定めるものをいう。 この法律において「自立支援医療」とは、 障害者等につき、 その心身の障害の状態の軽減を図り、 自立した日常生活又は社会生活を営むた

22

23 生労働省令で定める基準に該当するものとして、 この法律において 「補装具」とは、障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、 義肢、 装具、 車いすその他の厚生労働大臣が定めるものをいう。 かつ、長期間にわたり継続して使用されるものその 他 \mathcal{O} 厚

24 この法律において 「移動支援事業」とは、 障害者等が円滑に外出することができるよう、障害者等の移動を支援する事業をい

25 この法律において 「地域活動支援センター」とは、 障害者等を通わせ、 創作的活動又は生産活動の機会の提供、 社会との交流の促進その 他

26 この法律におい 7 福 祉 ホ ム とは、 現に住居を求めている障害者につき、 低額な料金で、 居室その他の設備を利用させるとともに、 日

常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。

厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。

0 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第百六十七号) 抄)

(業務の範囲)

第十一条のぞみの園は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を提供するための施設を設置し、及び運営すること。 知的障害者の自立と社会経済活動 への参加を促進するための効果的な支援の方法に関する調査、 研究及び情報の提供を行うこと。
- 障害者支援施設 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七年法律第百二十三号) 第五条第十一項に規定

次号において同じ。)において知的障害者の支援の業務に従事する者の養成及び研修を行うこと。

- 兀 知的障害者の支援に関し、 障害者支援施設の求めに応じて援助及び助言を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

する障害者支援施設をいう。

內閣府本府組織令(平成十二年政令第二百四十五号)(抄)

(政策統括官の職務)

二条 政策統括官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

- 行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること (内閣官房が行う内閣法 (昭
- 和二十二年法律第五号)第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。)。
- イ 短期及び中長期の経済の運営に関する事項
- 口 財政運営の基本及び予算編成の基本方針の企画及び立案のために必要となる事項
- 経済に関する重要な政策 (経済全般の見地から行う財政に関する重要な政策を含む。)に関する事項 (二に掲げるものを除く。
- = おいて同じ。 国家戦略特別区域 における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図るための基本的な政策に関する事項 (国家戦略特別区域法 (平成二十五年法律第百七号) 第二条第一項に規定する国家戦略特別区域をいう。 第三号 (10) に
- 内閣府設置法第四条第一 項第三号の三の改革を推進するための基本的な政策に関する事項

ホ

- 科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策に関する事項
- 1 科学技術に関する予算、 人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針に関する事項
- チ 及びトに掲げるもののほか、科学技術の振興に関する事項
- IJ ための環境の総合的な整備に関する事項 効率的推進等に関する法律 研 究開発の成果の実用化によるイノベーショ (平成二十年法律第六十三号) 第二条第五項に規定するものをいう。第三号(5において同じ。 ンの 創出 (研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の)の促進を図る
- ヌ 宇宙の開発及び利用(以下「宇宙開発利用」という。)の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する事 項
- ル 災害予防、 災害応急対策 災害復旧及び災害からの復興 (第三号(21)を除き、 以下 「防災」という。)に関する基本的な政策に関する事
- ワ 沖縄に関する諸問題に対処するための基本的な政策に関する事項

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における当該災害への対処その他の防災に関する事項

ヲ

ルに掲げるもののほか、

項

- 力 ワに掲げるもののほ か 沖縄の自立的な発展のため の基盤の総合的な整備その他の沖縄に関する諸問題への 対処に関する事項
- 日 青少年の健全な育成に関する事項
- タ 金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項
- 食品の安全性の確保を図る上で必要な環境の総合的な整備に関する事項

レ

- ソ が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現のための基本的な政策に関する事項 消費者基本法 (昭和四十三年法律第七十八号)第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念の実現並びに消費者
- ツ 食育の推進を図るための基本的な政策に関する事項
- 政 0 各部の施策の統一 貧困対策の推進に関する政策その他の内閣の重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づい 高齢化の進展への対処、 を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。 障害者の自立と社会参加の促進、 交通安全の確保、 犯罪被害者等の権利利益の保護、 て、 自殺対策の推進及び子ども 当該重要政策に関し行
- 次に掲げる事務
- 内外の経済動向の分析に関すること。
- (2)(1)経済に関する基本的かつ重要な政策に関する関係行政機関の施策の推進に関すること (他省の所掌に属するものを除く。)。

- (4)(3)中心市街 地の活性化に関する法律 (平成十年法律第九十二号)第九条第一項に規定する基本計画の 認定に関すること。
- 施に関する基本的な方針の策定及び推進に関すること。 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (平成十一年法律第百十七号) 第四条第 一項に規定する特定事 業業の 実
- 構造改革特別区域法 (平成十四年法律第百八十九号) 第四条第一項に規定する構造改革特別区域 計画 0 認定に関すること。
- (6)(5)給金の支給に関すること 定する地域再生支援利子補給金の支給に関すること並びに同法第十五条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する利子補 充てて行う事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること、 地域再生法(平成十七年法律第二十四号) 第五条第一項に規定する地域再生計画の認定に関すること、 同法第十四条第一 項に規定する指定金融機関 同法第十三条第一 の指定及び同項に規 項の 交付金を
- (7)策定に関すること。 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律 (平成十八年法律第五十一号) 第七条第 項 に規定する公共サー ビス改革基 本方針
- (8) 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律 (平成十八年法律第百十六号) 第七条第一 項に規定する道 州 制 特別 区 域 計 . 関
- (9)特別区域をいう。)における産業の 指定及び同項に規定する地域活性化総合特区支援利子補給金の支給に関すること並びに総合特別区域 る国際戦略総合特区支援利子補給金の支給に関すること、 項に規定する国際戦略総合特別区域計画の認定に関すること、 同法第三十五条第一項に規定する地域活性化総合特別区域計画の認定に関すること、同法第五十六条第一項に規定する指定金融機関の 総合特別区域 法 (平成二十三年法律第八十一 国際競争力の強化及び地域の活性化に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。 号 第八条第一 同法第三十一条第一項 項に規定する国際戦略総合特別区域の指定に関すること、 同法第二十八条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定す に規定する地域活性化総合特別区域の指定に関すること (同法第二条第一 項に規定する総合 同法第十二
- (10)に規定する指針の作成に関すること、 給金の支給に関すること並びに国家戦 関の 国家戦略特別区域の指定に関すること、 事 務の調整に関すること。 同法第二十八条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する国家戦略特区支援利子補 路特別区域における産業の国際競争力の 国家戦略特別区域法第八条第一項に規定する区域計画に関すること、 強化及び国際的 な経済活動 0 が拠点の 同法第十六条の三 形 成に関う する関係行 政 項
- 開 放問題 及び 政府調達に係る苦情処理に関する関係行政機関の 事務の調整に関すること。
- (12)(11)閣府設置法第四条第 項第三号の三の 改革を推進するための 基本的 な政策に関する施策の実施の推進及びこれに必要な関係行政

機 関

- 事務の連絡調整に関すること。
- 科学技術に関する関係行政機関の経費の見積りの 科学技術基本計 画 (科学技術基本法 (平成七年法律第百三十号) 第九条第一 方針の調整に関すること。 項に規定するものをいう。) の策定及び推進に関すること。
- 研究開 一発の成果の実用化によるイノベ] ショ ンの創出の促進を図るための環境の総合的 な整備に関 (する施 一策の推進に関すること。
- 宇宙開発利用に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 宇宙開発利用の推進に関すること(他省の所掌に属するものを除く。
- (18)(17)(16)(15)(14)(13)内閣府設置法第四条第三項第七号の六の人工衛星等を定める政令 (平成二十四年政令第百八十五号) で定める人工衛星及びその 運用に
- 必要な施設又は設備の整備及び管理に関すること
- (21)(20)(19)(16)から(18までに掲げるもののほか、 宇宙開発利用に関する施策に関すること (他省の所掌に属するものを除く。
 - 防災に関する施策の推進に関すること。
- 画 防災に関する組織 (同法第二条第七号に規定するものをいう。) に関すること。 (災害対策基本法 (昭和三十六年法律第二百二十三号) 第二章に規定するものをいう。 の設置及び運営並びに 防災
- (22)被災者の応急救助及び避難住民等(武力攻撃事態等における国民の保護の 五条第一項に規定するものをいう。)の救援に関すること。 ための措置に関する法律 (平成十六年法律第百十二号) 第七
- (23)いう。)及び当該激甚災害に対し適用すべき措置の指定に関すること。 激甚災害 (激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 (昭 和三十七年法律第百五十号) 第二条第一項に規定するものを
- (24)項に規定するものをいう。 特定非常災害 (特定非常災害の被害者の権利利)及び当該特定非常災害に対し適用すべき措置の指定に関すること。 益の保全等を図るための特別措置に関する法律 (平成八年法律第八十 五号) 第 二条第
- (25)被災者生活再建支援金 (被災者生活再建支援法 (平成十年法律第六十六号) 第三条第一項に規定するものをいう。) の支給に関するこ
- (26)**、**う。 台風常襲地帯 及び災害防除事業 (台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法 (同法第二条第一項に規定するものをいう。 昭 の指定に関すること。 和三十三年法律第七十二号) 第三条第 項に規定するもの を
- 除 地域 避難施設緊急整備地域 同 法第十二条第 (活動火山対策特別措置法 項に規定するものをいう。 (昭 0 和四十八年法律第六十一 指定に関すること。 号) 第二条第一 項に規定するものをいう。 及び降灰防

- 大規模地震対策特別措置法 (昭和五十三年法律第七十三号)に基づく地震防災対策に関すること。
- (29)(28)ための措置に関する法律第百五条第七項第一号に規定する武力攻撃原子力災害を含む。)に対する対策に関すること 原子力災害対策特別措置法 (平成十一年法律第百五十六号) 第二条第一号に規定する原子力災害 (武力攻撃事態等における国民の保護
- (31)(30)原子力基本法 (昭和三十年法律第百八十六号)第三条の三に規定する原子力防災会議の事務局長に対する協力に関すること。
- 示及び同条第四項に規定する原子力緊急事態解除宣言を行うこと並びに同法第十六条第一項に規定する原子力災害対策本部の設置及び 原子力災害対策特別措置法第十五条第二項に規定する原子力緊急事態宣言、同条第三項に規定する緊急事態応急対策に関する事項の 運 指
- (33)(32)南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 (平成十四年法律第九十二号) に基づく地震防災対策に関すること。
- 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 (平成十六年法律第二十七号) に基づく地震防災対
- (35)(34)首都直下地震対策特別措置法 (平成二十五年法律第八十八号) に基づく地震防災対策に関すること。

策に関すること。

営に関すること。

- 及び 備計画の推進に関すること、 交付金の配分計画に関すること並びに同法第二条第三項に規定する復興推進事業、 四条第一 東日本大震災復興特別区域法 同法第七十八条第一項に規定する復興交付金事業等に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。 項に規定する指定金融機関の指定及び復興特区支援利子補給金の支給に関すること、 同法第七十七条第一項に規定する復興交付金事業計画に関すること、同法第七十八条第三項に規定する復興 (平成二十三年法律第百二十二号) 第四条第九項に規定する復興推進計画の認定に関すること、 同法第四十六条第二項第四号に規定する復興整備事 同法第四十六条第一項に規定する復興整 同法第四
- (20)から(3までに掲げるもののほか、 防災に関する施策に関すること (他省の所掌に属するものを除く。)。
- (37)(36)沖縄(沖縄県の区域をいう。 以下同じ。)における経済の振興及び社会の開発に関する総合的な計画 (以 下 「振興開発計画」
- の作成に関すること。
- (39)(38)多極分散型国土形成促進法 (昭和六十三年法律第八十三号) の施行に関すること。
- する基本計画の作成及び推進に関すること。 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律 (平成二十年法律第七十九号) 第十二条第 項に規定
- (40)子ども・若者育成支援推進法 (平成二十一年法律第七十一号) 第八条第一 項に規定する子ども・若者育成支援推進大綱の作成及び 推進

関すること。

の推進に関すること。 (39)及び(40)に掲げるもののほか、 青少年の健全な育成に関する関係行政機関の事務の連絡調整及びこれに伴い必要となる当該事務の実施

(41)

- (43)(42)費者庁の所掌に属するものを除く。)。 国民生活の安定及び向上に関する経済の発展の見地からの基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること 食育推進基本計画(食育基本法 (平成十七年法律第六十三号) 第十六条第一項に規定するものをいう。) の作成及び推進に関すること。 (消費者委員会及び消
- (45)(44) 市民活動の促進に関すること。
- 高齢社会対策の大綱 (高齢社会対策基本法 (平成七年法律第百二十九号) 第六条に規定するものをいう。 の作成及び推進に関するこ
- (46)障害者基本計画 (障害者基本法 (昭和四十五年法律第八十四号)第十一条第一項に規定するものをいう。 の策定及び 推進に関するこ
- (47)関すること(国土交通省の所掌に属するものを除く。)。 交通安全基本計画 (交通安全対策基本法 (昭和四十五年法律第百十号)第二十二条第一項に規定するものをいう。 0 作成及び推進に
- (48)に関すること。 犯罪被害者等基本計画 (犯罪被害者等基本法 (平成十六年法律第百六十一号) 第八条第一項に規定するものをいう。 の作成及び 推進
- (50)(49)をいう。)の作成及び推進に関すること。 子どもの貧困対策に関する大綱(子どもの貧困対策の推進に関する法律 自殺対策の大綱 (自殺対策基本法 (平成十八年法律第八十五号) 第八条に規定するものをいう。) (平成二十五年法律第六十四号) 第八条第一項に規定するもの の作成及び推進に関すること。
- (51)をいう。 アルコー の策定及び推進に関すること。 ル健康障害対策推進基本計画 アル 77 ル健康障害対策基本法 (平成二十五年法律第百九号) 第十二条第一項に規定するもの
- (53)(52)原子力損害賠償• 原子力の研究、 開発及び利用に関する関係行政機関 廃炉等支援機構の組織及び運営一 般に関すること。 の事務の調整に関すること (安全の確保のうちその実施に関するものを除く。)。